

(Ⅰ) 学習指導要領の改訂

ア 学習指導要領の概要

学習指導要領とは、全国どここの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程(カリキュラム)の基準であり、およそ10年に1度、改訂されます。

学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあります。グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、児童生徒たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを行っており、本年度(令和8年度)改訂が行われます。改訂後、新しい学習指導要領が完全実施されるのは、小学校が令和12年度、中学校が令和13年度ですが、だいたいその2年前に移行期間に入りますので、学校現場では、そこから改訂作業が始まります。

イ 改訂に向けた基本的な考え方

学習指導要領改訂に向けた論点整理(2025. 9. 25)の第一章には、「次期学習指導要領に向けた基本的な考え方」が記され、改訂に向けた検討の基盤として3つの視点が示されています。

生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、

① 「主体的・対話的で深い学び」の実装

② **多様性の包摂**

③ 実現可能性の確保

の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。

ウ 検討されている具体的な内容

具体的な新学習指導要領の改訂の内容として、以下に示す第二章～第七章が記され、そして最後に、「第八章 今後の検討スケジュールや検討の在り方等」が記されています。

(ア) 第二章 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

学習指導要領を教師が参照や指導案等の作成をしやすい「分かりやすい」「使いやすい」ものとする。また、デジタル学習基盤について、「デジタルカリアルか等の二項対立に陥らず、デジタルも最大限活用して、子供一人一人の豊かな学びを充実させる。

(イ) 第三章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

多様な子供たちを包摂できる教育課程の実現に向け、標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の導入等を通じ、各学校で柔軟な教育課程を編成可能としつつ、不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒等に特別の教育課程を編成可能とする。

(ウ) 第四章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現

情報技術を自在に活用し、課題解決や探究ができるようにしつつ、デジタルの負の側面にも対応できるよう、情報活用能力の抜本的向上を図る。そのため、小学校の総合的な学習の時間に「情報の領域(仮称)」を付加しつつ、中学校は情報技術に関連する内容を強化した「情報・技術科(仮称)」を新設し、それらを踏まえた高等学校情報科の充実を図る。

(イ) 第五章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上の在り方」

教育課程の実施に伴う過度な負担・負担感が生じにくい在り方を追求し、教師と子供の双方に余白を創出する。必要に応じた学習内容の精選、柔軟な教育課程も契機とした教科書の分量の精選等を図るとともに、標準授業時数の弾力化を通じて真に必要な授業時数の設定を容易にしていく。

(オ) 第六章 豊かな学びに繋がる学習評価の在り方

資質・能力の育成に真に繋がる学習評価としていくため、その育成や評価を重視することを前提としつつ、「学びに向かう力、人間性等」の評価についてはその特質にあった評価となるよう評価方法を改める。また、「記録に残す評価」の頻度やタイミングを減らしつつ「学習改善等に活かす評価」を充実させることを促していく。

(カ) 第七章 その他諮問で提起された事項の在り方

- ・ 教師にとって意義を感じられる日常の取組となるよう、カリキュラム・マネジメントの考えなどを整理する。
- ・ 多様な子供の個性・特性を踏まえた選抜の充実や中学校以下との円滑な接続に資する高校入試の改善を促進する。
- ・ 産業構造の変化などを踏まえて産業教育の教育課程を改善する。
- ・ 通級指導で各教科の指導も可能とすることなど特別支援教育を充実させる。
- ・ すべての幼児教育施設において、遊びの中で直接的・具体的な体験を通じた学びを保障するために幼児教育を充実させる。
- ・ 特別活動において児童生徒が主体となってルール形成や学校生活の改善に関わるようにするなど、子供が主体的に社会参画するための教育を充実させる。

エ 改訂に関するスケジュール

学習指導要領等の改訂に関するスケジュール（イメージ）

※前回改訂と同様のスケジュールと仮定した場合であり、今後変更の可能性がありうる。

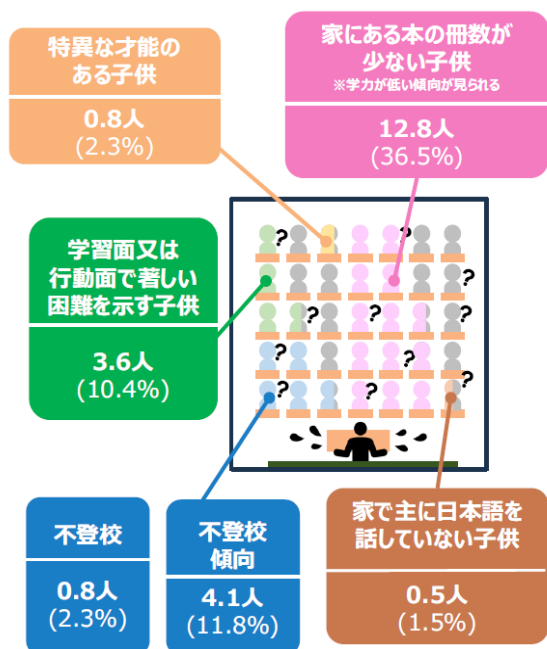


(2) 多様な子どもたちを包摂するための教育の在り方

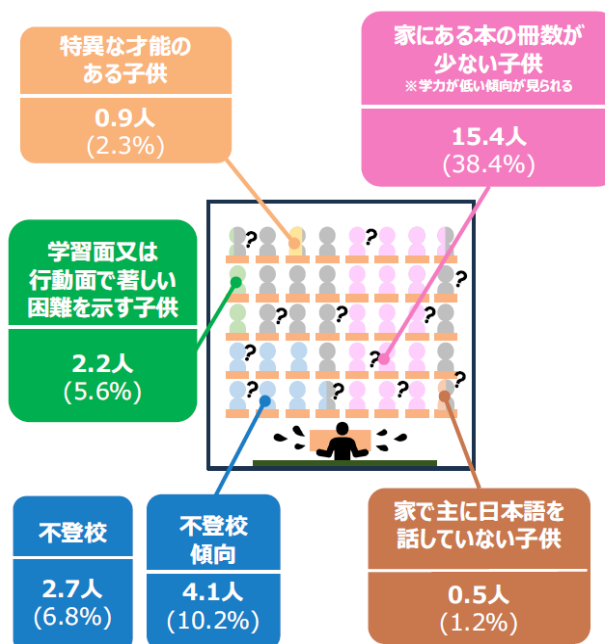
改訂に向けた検討の3つの基盤の内の「② 多様性の包摂」については、どの学校でも、多様な個性や特性を有する児童生徒（「ア 不登校児童生徒」、「イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒」、「ウ 日本語指導が必要な児童生徒」、「エ 特別支援教育について（特別な教育的支援が必要な児童生徒）」）が在籍している実態が顕在化（下図参照）しており、多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題とされています。

このため、標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の導入、不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒のための特別の教育課程編成を可能とする制度の創設などを通じ、個性が輝く教育の実現を目指そうとしています。

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



（出典：文部科学省資料）

これまで、本市では総合教育会議において、様々な教育に係る事項について協議して参りました。その中で、外国につながる児童生徒や不登校児童生徒などの本市における「多様な個性や特性を有する児童生徒」への対応についても、協議を重ねてきました。

その結果、市独自に対応の強化を図り、一定の成果を上げてきたところでありますが、対象となる児童生徒は増加又は高止まりの状況にあり、例えば、母語が身に付いていない外国につながる児童の増加が見られるなど新たな課題も顕在化してきています。

そこで、本年度の総合教育会議では、学習指導要領の改訂の具体をにらみつつ、「多様な子どもたちを包摂するための教育の在り方」を議題の中心として協議を進めて参ります。

ア 不登校児童生徒

(ア) 現状

- ・ 小、中学校の不登校児童生徒（年間30日以上欠席）は、全国的に増加しており、文部科学省の調査によると、令和6年度は35万人を超えています。小学校高学年から不登校傾向が顕在化し、中学校進学後も継続・長期化する傾向が見られます。また、近年では、小学校低学年での増加率も高くなってきています。

R7 不登校児童生徒について把握した事実【%】

	①いじめ被害	②友人関係	③教職員との関係	④学業不振等	⑤学校のきまり	⑥入学、進級等	⑦家庭生活の変化	⑧親子の関わり方	⑨生活リズム	⑩遊び・非行	⑪やる気がでない	⑫不安抑うつ	⑬障害等	⑭個別の配慮	⑮該当無し
小学校	0.0%	12.1%	2.8%	17.7%	2.8%	0.9%	6.5%	31.2%	27.0%	1.9%	37.7%	35.8%	9.8%	5.6%	2.3%
中学校	0.0%	18.3%	0.3%	23.7%	4.1%	1.7%	4.4%	22.4%	28.5%	1.7%	39.3%	38.3%	2.7%	3.1%	3.1%

※学校からの回答より。複数回答あり。

- ・ 不登校児童生徒について、学校が把握した事実では小中学校ともに「⑪やる気が出ない」「⑫不安・抑うつ」の割合が高く、心理的な負担や意欲の低下が共通して見られます。
- ・ 小学校では、⑪⑫の他に「⑧親子の関わり方」の割合が31.2%と比較的高く、家族との関係性や家庭環境に関する課題が背景として存在している様子がうかがえます。
- ・ 中学校では、⑪⑫の他に「④学業不振」の割合が小学校の17.7%に対して23.7%、「②友人関係」の割合が小学校の12.1%に対して18.3%と高く、学習内容の理解の低下や人間関係の問題などが、不登校になるきっかけの一つとなっていると思われます。
- ・ 「⑨生活リズム」については、小学校27.0%、中学校28.5%と、小中学校ともに一定数あり、家庭との連携を含めた継続的な支援が必要と思われます。
- ・ 不登校の要因やきっかけは、個々の児童生徒の状況によって様々で、一言で「早期対応」と言っても、その子に即した対応に難しさがあります。

(1) 本市の取組

本市においては、不登校児童生徒やその家庭への支援策として、ここ数年の間に教育委員会事務局内に「学校福祉部」を設置し、また市内3カ所目の「教育支援センター（東益津チャレンジ）」を新設しました。さらに、市内全校に配置していた「心の教室相談員」が、学校や教室に足が向かない児童生徒の居場所となる「校内教育支援センター」の相談員としての業務を担うこととしました。

α「学校福祉部」では、指導主事、支援員、心理士、保健師等多くの職員で、学校と情報共有しながら、相談業務に加え福祉的な面からも支援を行っています。

【学校福祉部の支援の実績・児童生徒の改善の状況等】		令和5年度		令和6年度		令和7年度		
			合計		合計		合計	
支援の実績	関わった児童生徒数		94		87		130	
	学校や関連機関と行ったケース会議や連絡の回数		625		1663		3331	
	家庭訪問で直接支援した回数		217	650	446	1444	544	1265
	学校や地域交流センターで直接支援した回数		433		998		721	
	保護者と電話や面接で相談、支援した回数		505		1447		2474	
改善の状況等	登校できた	相談室等に登校	15	※ 76	20	※ 70	12	※ 69
		相談室等に定期的に登校	11		16		32	
		教室の登校	31		30		10	
		教室に定期的に登校	27		28		35	
	チャレンジ教室やフリースクールとつながった	チャレンジ教室等に通所	4	※ 15	6	※ 14	14	※ 27
		チャレンジ教室等に定期的に通所	11	10	15			
	生活の改善(安定)が見られた	精神的に安定や向上	15	※ 24	48	※ 63	39	※ 66
		生活習慣が改善	4		29		45	
		親子関係等の家庭環境が改善	10		21		27	
	新たに医療機関とつながったり検査が行えたりした		16		40		38	
	新たに関係機関と繋がった		6		31		49	

※ 重複してカウントしている児童生徒がいるため合計と一致しない。

ｂ「教育支援センター」は、市内に焼津チャレンジ、大井川チャレンジ、東益津チャレンジの3カ所あり、それぞれの特色を生かしながら、学校に足が向かない児童生徒の居場所として、社会的自立を図るための支援を行っています。令和7年度の利用は、小学校が32人、中学校が40人でした。

ｃ「校内教育支援センター」には、市内全ての学校に市で任用した相談員が在室しています。本年度から、相談員の勤務を全校1日6時間にすることで、児童生徒は午後の時間帯も、自分の決めた計画をもとに安心して活動できています。これにより、自己肯定感を高め、中には教室に戻っていく児童生徒も散見されます。

(ウ) 課題

不登校対策は、大きく分けると「①不登校児童生徒とその家庭への支援」と「②新規の不登校を出さない未然防止・早期対応」の2つがあります。本市は、①の支援が充実していて、不登校の児童生徒が教室や相談室に登校できたり、他機関に繋がったり、生活面での改善が図られたりなど、確実にその成果が上がっています。

しかし、現状では、不登校児童生徒数は減少していません。これまで、未然防止・早期対応にも力を注いできましたが、これまで以上に、学校と教育委員会との連携を深め、新規不登校児童生徒を生まない方策について検討し、取り組んでいく必要があります。

イ 特定分野に特異な才能のある児童生徒

教育課程企画特別部会の論点整理で特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別的教育課程を編成・実施を可能とする制度を創設する方向性が示されたことを踏まえ、文科省ではワーキンググループ(WG)で、その具体的な在り方について検討を進めているところです。

WGでは、日本の義務教育段階では、特異な才能のある児童生徒への支援の取組は緒に就いたばかりであり、専門的な知見からの支援等、我が国にふさわしい支援の枠組みを構築することが適当であると整理されており、公立の小中学校が取り組む段階には至っていないことから、本年度の総合教育会議の協議の内容には含めないで、その動向を注視することとします。

ウ 日本語指導が必要な児童生徒

(ア) 現状

- ・ 外国籍の児童生徒が増加し、同時に多国籍化も進んでいます。また、国際結婚の家庭、海外から帰国した児童生徒など、外国にルーツを持つ日本国籍の児童生徒も増えてきています。そのため、今後も、日本語指導の必要な児童生徒の数は、増加していくと言われています。
- ・ 本市においても、例年4月以降、ガイダンスが必要な児童生徒が増加しています。また、入国してくる児童生徒の低年齢化もあって、母語の定着が不十分で、母語指導や初期日本語指導に多くの時間を要する児童生徒が増えています。これらのことから、就学前の児童生徒とその保護者への早期支援、教育が重要であります。
- ・ 普段の会話(生活言語)がほぼ問題なく行えても、「学習言語」の習得には早くて5年から7年かかると言われており、一見日本語が話せているように見えても、授業内容を全く理解できていないという隠れた不適応があります。また、中学校・高校段階での受け入れにおいて、言語の壁に阻まれ、特に高校進学率や中退率、その後の就職において厳しい現状があります。

(イ) 本市の取組

- ・ 初期日本語指導や母語の未定着に対して、教育委員会・教育センターが主導して、システム化しています。(センター資料)

① 入学・転学前の「プレ教室」による母語補講と学校生活への初期指導

入国してきた児童生徒たちのガイダンスや聞き取りを行い、母語の学習と日本の学校生活についての指導、場合によって日本語の初期指導を行っている。

② 「外国につながる児童生徒支援員」の巡回・派遣体制

学校現場の実態に応じて「支援員」を計画的に派遣する体制を整えている。

③ 就学前（幼稚園・保育園）からの早期アプローチ

幼児教育の段階から保育幼稚園課と連携を図っている。

④ 地域・大学と連携した「進路支援」

市や市国際友好協会主催の進路ガイダンスを開催し、日本語を母語としない親子向けに、日本の高校入試制度や大学情報を伝えるガイダンスを毎年実施している。

(ウ) 課題

・「母語が十分に身に付いていない」状態のまま日本での生活や学習が始まると、母語と日本語のどちらも年齢相応のレベルに達していない状態となる場合があり、近年の日本語指導・多文化共生教育において最も懸念されている深刻な課題の一つとなっています。

① 思考力・抽象的概念の獲得の遅れが生じ、学習への苦手意識や不登校につながる。

② 家庭内の会話の断絶（親子のコミュニケーション不全）の事態が生じ、家庭内の孤立や親子の心理的な溝を生む大きな原因になる。

③ 極端な場合、言葉による感情表現ができず、奇声を上げたり暴れたりして、自分の思い等を伝えようとする事例も見られる。

④ 「どこの国の言葉も完璧に話せない」「自分は外国人か日本人か」という葛藤から、自己肯定感が著しく低下しやすい傾向にある。心理的な「居場所のなさ」を感じてしまう。

⑤ 中には日本語で日常会話（生活言語）が話せるため、「学習言語」の習得に課題があっても、「この子は日本語に問題がない」と誤解し、支援対象から外してしまうケースがある。支援が届かないまま、「単に勉強ができない子」として扱われてしまうリスクがある。

エ 特別支援教育について（特別な教育的支援が必要な児童生徒）

(ア) 現状

① 特別支援学級、通級指導教室

・全国や県と同様に、市内の通常学級に在籍する児童生徒数は年々減少しています。一方で、特別支援学級の児童生徒数は、中学校は横ばいですが小学校は年々増加しています。また、通級指導教室に通う児童生徒数についても同様の傾向にあります。

焼津市		通常学級				特別支援学級										※ 割合
		児童 生徒数	増減	学級 数	増減	児童生徒数				増減	学級数				増 減	
						知的	情緒	肢体	計		知的	情緒	肢体	計		
小学校	R 4	6527		223		95	55	3	153		16	11	1	28		2.29%
	R 5	6376	-151	223	0	77	46	2	125	-	12	9	1	22	-6	1.92%
	R 6	6096	-280	218	-5	96	68	3	167	42	17	12	1	30	8	2.67%
	R 7	5824	-272	209	-9	115	77	3	195	28	19	13	1	33	3	3.24%
	R 8	5599	-225	203	-6	136	91	3	230	35	23	15	1	39	6	3.95%
中学校	R 4	3393		110		51	36	1	88		9	7	1	17		2.53%
	R 5	3261	-132	106	-4	63	34	4	101	13	10	6	1	17	0	3.00%
	R 6	3265	4	107	1	71	42	1	114	13	11	8	1	20	3	3.37%
	R 7	3206	-59	107	0	58	49	2	109	-5	10	9	1	20	0	3.29%
	R 8	3121	-85	102	-5	56	44	3	103	-6	11	8	1	20	0	3.19%

※ 表の「割合」は、全児童生徒数に対する特別支援学級に在籍する児童生徒数の割合

焼津市 通級指導 教室	小学校						中学校		児童 生徒 数計	増減	割合
	児童数			学級数			生徒数	学級数			
	ことば	まなび	(合計)	ことば	まなび	(合計)	発達	発達			
令和4年度	52	81	133	3	3	6	44	2	177		1.78%
令和5年度	41	101	142	3	3	6	42	2	184	7	1.90%
令和6年度	47	107	154	3	3	6	44	2	198	14	2.11%
令和7年度	47	127	174	3	4	7	51	2	225	27	2.49%
令和8年度	54	133	187	3	4	7	44	2	231	6	2.64%

※ 表の「割合」は、全児童生徒数に対する通級指導教室に通級する児童生徒数の割合

② 巡回相談

- ・ 課内の巡回相談員5名体制で、学校を訪問し観察や検査を実施し、児童生徒一人一人の実態把握に努め、当該児童生徒が必要とする支援の内容や方法を明らかにして、担任や特別支援教育コーディネーター、保護者などの相談を受けたり、助言等を行ったりしています。

巡回相談内容	R3	R4	R5	R6	R7
巡回相談対象児童生徒実人数	260	274	281	281	236
授業観察・行動観察人数	228	250	269	259	225
検査実施人数	251	266	265	275	230
保護者面談実施人数	257	269	277	279	233

※ 検査から面接まで一人の児童生徒に要する時間が、令和6年度までは1日でしたが、令和7年度からは検査方式が変更され、1.5日かかるようになったため、実施人数は減少しています。

(1) 本市の取組

- ・ 本市は、過去、県教委の方針に則り、特別支援学級・通級指導教室を拠点校に設置してきました。しかし、近年、県教委の方針変更に加え、対象の児童生徒数の増加と共に、新規の学校に開設してきています。ここ5年間では、特別支援学級は、令和5年度に豊田中(自情)、令和7年度に港小(知的)、本年度は焼津西小(知的)と港小(自情)、港中(知的)を開設しました。また、通級指導教室については、教室数を少しずつ増やし、令和7年度には焼津西小(まなび)を開設し、同年度に、黒石小(まなび)にサテライト方式(他校に所属の教員が指導に向かう方式)で職員を置いています。

【特別支援学級設置校と学級数の推移】

【特別支援学級設置校と学級数の推移】

年 度	小学校												中学校														合 計		
	焼東 小		焼 西	豊田 小		小川 小		大富 小		港小			大 東	大南 小		焼津 中		豊田 中		小川 中		大富 中		港中		大井 川中			
	知	情	知	情	情	知	情	知	情	知	情	肢	知	情	情	知	情	知	情	知	情	知	情	知	肢	知		情	
R4	5	3			2	2	3	2	3	3			1	1	2	1	2	2	1		2	2	2	2		1	2	1	45
R5	4	3			2	2	4	1	5	3			1	1	2	1	3	1	1	1	2	2	2	2		1	2	1	47
R6	4	3			2	2	4	2	4	3			1	1	2	2	3	2	1	1	2	2	3	2		1	2	1	50
R7	4	3			2	2	4	2	4	4	2		1	1	2	2	4	2	1	2	2	2	2	2		1	1	1	53
R8	4	3	1		2	2	4	2	7	4	2	2	1	1	2	2	3	2	1	1	3	2	2	2	1	1	1	1	59

【通級指導教室設置校と学級数の推移】

	小学校								中学校		合計
	焼西小	焼津南小		小川小		大井川南小		合計	焼津中	大井川中	
	まなび	ことば	まなび	ことば	まなび	ことば	まなび		発達	発達	
令和4年度		1	1	1	2	1	1	7	1	1	2
令和5年度		1	(2)	1	2	1	1	8	1	1	2
令和6年度		1	(2)	1	2	1	1	8	1	1	2
令和7年度	1	1	2	1	(3)	1	1	10	1	1	2
令和8年度	1	1	2	1	(3)	1	1	10	1	1	2

※ 焼津南小の(2)は焼津西小のサテライト1を含む。小川小の(3)は焼津西小のサテライト1を含む

・巡回相談については、年々増加する希望者数を鑑みて、令和7、8年度の2年間は、正規職員の公認心理士を1名ずつ採用しており、ベテランの相談員から指導を受けて、そのスキルを高めています。

		R4	R5	R6	R7	R8
巡回相談員	(正規職員)	0	0	0	1	2
	(会計年度任用職員)	3	4	4	3	3
事務補助員	(会計年度任用職員)	1	1	1	1	1
計		4	5	5	5	6

(ウ) 課題

- ・ 特別支援学級に就学を希望する児童生徒は、年々増えています。しかし、自分の通学区内の学校に特別支援学級が開設されていないため、保護者の送迎に負担がかかっていたり、そのことが理由で特別支援学級に入級しない児童生徒がいたりしています。
- ・ 巡回相談については、ここ2年間で巡回相談員を増員して対応しています。しかし、通常学級に在籍する児童生徒の中に、特別な支援を必要とする児童生徒が増え、巡回相談を希望する人数が増加しています。また、検査方式が変更され、検査から面接まで一人の児童生徒に要する時間が長くなったこともあり、巡回相談の申し込みがあっても、すぐに対応することができない場合があります。

(3) 学校における猛暑災害対策について

教育部 教育政策課「ひかり」・学校教育課「きぼう」

学校活動時において猛暑から児童生徒を守るため、これまで普通教室、特別教室及び小・中学校全ての体育館への空調設置、小中学校昇降口などヘミストシャワーの設置、全児童への「保冷剤付ランドセル背あてパッド」や「クールタオル」の配布、「熱中症対策ガイドライン」の作成、周知などの対策を行ってきました。今年度も引き続き猛暑対策を進めておりますので、その実施状況を報告します。

今後はこれらの取組について検証を行い、より良い学習環境に向け対策を進めていきます。

1 焼津市の気象状況（令和5年から令和7年まで）

期間	R5	R6	R7
猛暑日（最高気温 35 度以上）	0 日	14 日	8 日
真夏日（最高気温 30 度以上）	82 日	64 日	75 日
熱中症警戒アラート発表	29 回	44 回	40 回
熱中症疑による救急搬送（市全体）	63 人	86 人	83 人
// （小中学生）	9 人	2人	2 人

2 令和8年度の具体的な取組の実施状況

(1) 柵型ミスト発生機の効果検証

屋外での体育授業等における活動の休憩時や終了後に体をクールダウンするため、コの字型の柵にミストを発生するチューブを上下2段取り付けた「柵型ミスト発生機」を中学校2校のグラウンドへ設置し、柵内に入った際の暑さ軽減の効果や使いやすさ、実現性などを検証しました。



検証実施校及び実施期間：東益津中学校

（令和8年5月11日(月)～15日(金)）

焼津中学校

（令和8年5月25日(月)～29日(金)）



(2) 小学生登下校時熱中症対策

取組	実施状況
保冷剤付ランドセル背あてパット	・令和6年度に、1～6年生の全児童に配布 併せて、保冷材用の冷凍庫を全小学校の全ての学級数分設置 ・令和7年度以降は、新入生、転入生の全児童に配布
クールタオル	
保冷材用の冷凍庫	

(3) 焼津市立小中学校熱中症対策ガイドラインの活用

- ・令和6年度に作成したガイドラインを活用し、各学校で子どもを熱中症から守る取組を行いました。

(4) 学校行事のスケジュールの見直し

- ・体育大会（運動会）の実施時期を暑い時期を避けるように変更しました。
（小学校5月、中学校10月（一部5、6月））

(4) 教育のICT環境整備について

教育部 教育政策課「ひかり」

令和2年のGIGAスクール構想の始動から高速ネットワークの整備と1人1台端末を含むICT機器の整備が進められています。教育DX(及び校務DX)の基盤整備では、これらを土台とした安全なID管理やセキュリティ対策、次世代ネットワークへの更新が不可欠となりますので、ICT環境整備の現状と今後の課題を報告します。

1 学習用ICT機器の現状について

(1) GIGAスクールで整備した学習者用端末

○令和2年度に10,942台購入(令和3年度より使用開始)

○令和8年度(今年度)予備機を含めた10,271台(小学校6,560台、中学校3,711台)の更新を行います。

初期設定を行い、1月末に各学校に納入予定です。

(2) 電子黒板と実物投影機の現状

導入年度	導入台数	設置教室
令和元年度	293台	全小学校普通教室・理科室
令和2年度	148台	全中学校普通教室・理科室

*その他、学校独自で購入した電子黒板が39台存在します(音楽室や美術室等)。

*導入から5年が経過し、経年劣化によりランプを交換しても画面が薄い等、授業への支障が生じています。

*既存電子黒板は令和9年7月にメーカー修理対応期限を迎えます。

2 学習ネットワーク環境の現状について

(1) 学習ネットワークのアセスメントの実施

学校現場で端末などのICT機器がスムーズに使えるためには十分なネットワークの速度が必要であるため、令和7年度にネットワークの速度を調査するネットワークアセスメントを実施。豊田小学校、豊田中学校及び大富中学校の3校を抽出し、ネットワークを調査しました。

(結果)

○最高速度は文部科学省の推奨速度をクリアしています。

○通常の授業での利用については問題ないが、今後動画の編集や画像処理など情報量が多い通信が必要になることが考えられるため、回線速度の増強が必要です。

(2) 学習ネットワークの整備状況について

① アクセスポイントの設置数

導入年度	設置数	設置教室
令和2年度	443台	全普通教室・理科室・中学校技術室
令和3年度	3台	普通教室(学級増)
令和4年度	42台	職員室・体育館(和田中と港中は設置済み)
令和6年度	44台	ホームルータの整備

- 令和4年度以降の普通教室の教室増は、余裕教室からの移設で対応しています。
- 未設置の特別教室：音楽室、美術室、家庭科室、図工室、生活科室、図書室など
- 既存システムに追加できるアクセスポイントは販売終了しており、アクセスポイントの増設は不可能となっています。また、令和12年3月にはメーカー修理対応期限を迎えるため、Wi-Fi が利用可能な教室を増やす場合はシステムの再構築が必要になる。

3 デジタルを活用した地域見守りサービス

子ども支援課、くらし安全課、スマートシティ課

焼津市では、関係機関や地域の皆さまのご協力のもと、子どもの見守り活動を実施してきました。一方で、高齢化や共働き世帯の増加等社会構造の変化に伴い、今後見守り活動を支える担い手の負担が大きくなることが見込まれます。今回、これまでの見守り活動を補完するために、新たにデジタル技術を活用した地域見守りサービスを開始します。

見守りサービスの概要

「otta見守りサービス」を活用し、児童に「見守り端末」を配布し、携帯してもらいます。「見守りスポット」の設置やスマートフォン用「見守り人アプリ」の普及により、こどもの居場所を検知し、地域で子どもを見守ります。

デジタルを活用した地域で見守る仕組みづくり



見守りスポット



見守り人アプリ

- 対象者 … 市内小学生の希望者
- 開始時期 … 2026年8月下旬
- サービス提供者 … 株式会社otta（福岡県福岡市）



焼津市と株式会社ottaは、地方創生の推進に向けた包括連携協定を締結（2026.夏）

全国約40自治体で利用
県内では焼津市が初の導入

見守りサービスの仕組み

- 児童が携帯する見守り端末の場所を、見守りスポットや見守り人アプリがBluetooth通信で検知し、子どもを見守る仕組みです。
 - 見守り端末：市内小学生（希望者）を対象に、お守り型の見守り端末を配布し、携帯してもらう（2026年8月下旬以降、配布予定）
 - 見守りスポットの設置：学校や通学路周辺の公共施設、店舗を中心に設置
 - 見守り人アプリ：スマートフォン用の無料アプリ。アプリをダウンロードしたスマートフォンを携帯することで見守りに気軽に参加可能
地域住民や地域事業者・団体へ普及



見守りスポットの設置

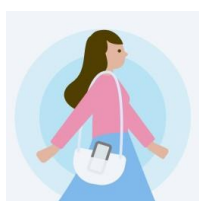


見守りスポットは通学路を中心に整備を進めています



- 7月～8月に、見守りスポットを設置
- 通学路沿いの店舗・個人宅への設置協力をお願いすることがあります。
ご協力をお願いいたします。

見守り人アプリの普及



見守り人アプリ
ダウンロード無料
STARTタップで手軽に見守り活動



見守り人アプリの利用・普及に、ご協力をお願いいたします。

- 見守り人アプリは、スマートフォンにて無料で利用できます。
- 見守り人アプリ利用者は、見守り端末を持つ児童とすれ違った際に、その位置情報を送信することで見守ります。
- 見守り人は、アプリをダウンロードしアプリを起動しておくことで、見守った児童の数がカウントされ、地域の見守り活動に気軽に参加することができます。

焼津警察署との連携

焼津警察署と株式会社ottaは、見守りサービスの情報提供に関する覚書を締結（予定）
行方不明時等の万が一のときに、警察で位置情報などの行動履歴確認を行い、捜索活動に活用

